

巻 頭 言

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指しています。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠であるとされています。障がいのある幼児児童生徒が学ぶ本校では、聴覚障がい・肢体不自由・知的障がいの各部門において、一人一人のニーズに応じた教育を行い、自己の持つ能力や可能性を伸ばすとともに、生きる力を育み、自立し社会参加できる人間を育成することを教育目標とし、お互いの人格と個性が尊重され、支え合い、多様性を認め合える社会の実現を目指した取組を実践しているところです。

第3号となる本紀要では、聴覚障がい部門においては「授業における言葉の獲得と言語力向上」について、平成27年度に開設された肢体不自由部門においては「児童生徒一人一人の実態に応じた教育課程と授業」についてまとめています。どちらも本校幼児児童生徒のニーズに応えることから研究が始まりました。また、部門ごとに「自立活動の時間における指導」、「通級による指導や教育相談」に関する取組の概要も紹介しています。知的障がい部門においては従前から取り組んでいる「児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の実践」について研究を深めています。特に今回小学部では、キャリア教育を広義に捉え、居住地校との交流及び共同学習の充実を目指した工夫を紹介しています。本校児童生徒との触れ合いを重ねた交流相手校の児童はこれからの共生社会の力強い担い手となることでしょう。また、運動・姿勢、言語・コミュニケーション、ソーシャルトレーニング、ICT活用の各分野について外部の専門家からの助言に基づき授業改善を目指した実践についてもまとめています。

本校は南予地域唯一の特別支援学校であり、本校のセンター的機能に対して地域から大きな期待が寄せられています。本書がその期待に少しでも応え、特別支援教育の充実に役立つものとなれば幸いです。最後になりますが、御多用の中、本校の教育実践に御助言いただいた関係の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

校長 丹下 徳子